

一般社団法人 日本クレール射撃協会 加盟団体規定

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規定は、一般社団法人日本クレール射撃協会（以下「本会」という。）定款第8条により、加盟団体に関する事項について定める。

(加盟団体)

第 2 条 本会定款（以下「定款」という。）第6条による加盟団体は、次の通りとする。

1. 定款第8条第2項（1）に定める団体（以下「加盟地方協会」という。）を別表1に定める。
2. 定款第8条（2）に定める団体（以下「加盟スポーツ団体」という。）を別表2に定める。
3. 本会は、前項のほか、国内における銃砲スポーツ団体を加盟部会とすることができる。
4. 前項による加盟部会を別表3に定める。
また、本条第1項及び第2項に該当する団体を、本規定では総称し加盟団体という。

(地域区分)

第 3 条 第2条第1項による加盟地方協会の地域区分は、次のとおりとする。

地域名	都道府県名区分
北海道	北海道
東北	青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、山梨
東京	東京
東海	静岡、愛知、岐阜、三重
北信越	新潟、長野、富山、石川、福井
近畿	京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、滋賀
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	香川、愛媛、徳島、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

なお、国民体育大会に係る各地域区分においては、公益財団法人日本体育協会規定に準ずることとする。

第2章 組 織

(加盟団体・加盟部会の組織)

第4条 加盟団体及び加盟部会は、スポーツ団体として適当なる組織・規約を有し、また、その規約については、所属する本会や都道府県体育協会、公益財団法人日本体育協会、公益財団法人日本オリンピック委員会の規則に準拠しなければならない。

なお、規約については別に定める「モデル定款」を基準とする。

2. 第2条第1項に定める加盟地方協会は、その団体名に当該の都道府県名を冠しなければならない。
3. 第2条第1項に定める加盟地方協会は、当該の都道府県体育協会への加盟を義務付けるものとする。
4. 加盟団体及び加盟部会の代表者（会長・正会員）は、本会登録会員より選出されなければならない。

第3章 権 限

(正会員及び理事候補者の推薦)

第5条 加盟団体は、定款第9条（1）に基づき、各団体1名の正会員を登録することができる。

正会員の選出に関する事項は、別に定める。

2. 加盟団体は、定款の施行についての細則（以下「定款細則」という。）第2条第1項に基づき、本会総会へ理事候補者を推薦することができる。理事候補者の選出に関する事項は、別に定める。

(加盟団体会長会議その他)

第6条 本会会長は、必要と認めた場合、事務連絡の会議を招集する。

2. 加盟団体の会長や正会員は、事務担当者（事務局長）を兼務してはならない。

(地域連合会)

第 7 条 加盟地方協会は、本規定第 4 条の地域区分を単位とする交流・親睦を目的とした連合会を結成することができる。

地域連合会を結成する場合には、当該地域区分傘下の加盟地方協会全団体の合意・参画が必要であり、且つ、当該地域連合会の規約及び役員名簿を本会理事会へ提出し、承認を経なければならない。

(所属会員の入会・継続登録)

第 8 条 加盟団体及び加盟部会は、定款第 9 条第 2 項並びに入会・退会規程第 5 条及び第 7 条に基づく所属会員の入会手続きや継続登録手続きを、本会理事会又は資格審査委員会へ行うことができる。

(競技会の申請他)

第 9 条 加盟団体及び加盟部会は、本会競技規定第 6 条第 3 項に基づく競技会の申請を本会へ行うことができる。

2. 加盟団体及び加盟部会は、本会審査規定第 11 条第 1 項に基づき、所属会員の審判員ライセンスの取得申請及び更新申請を本会へ行うことができる。
3. 加盟団体及び加盟部会は、本会段級位審査規定第 5 条に基づく地方段級位審査会を行うことができる。
4. 加盟団体及び加盟部会は、本会が定める推薦基準要綱に基づき、所属会員の銃砲所持や技能講習免除等に関する推薦を本会へ行うことができる。

(助成金・交付金)

第 10 条 加盟団体及び加盟部会は、定款第 5 2 条に基づき承認された当該年度の収支予算に基づき、本会より助成金並びに交付金の支給を受けることができる。

第 4 章 義 務

(報告及び届出義務)

第 11 条 加盟団体及び加盟部会は、毎年事業年度開始 1 ヶ月から開始後 1 ヶ月の間に、当該年度の事業計画書及び収支予算を、次の書類を添えて本会に届け出なければならない。

- (1) 役員名簿

- (2) 執行機関、決議機関の議事録
- (3) 法人格を有する団体は、法人登記謄本及び代表者の印鑑証明

第12条 加盟団体及び加盟部会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、当該年度の事業報告書及び収支決算書を、次の書類を添えて本会に届け出なければならない。

- (1) 財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書）
- (2) 財産目録
- (3) 会計区分ごとの収支計算書
- (4) 執行機関、議決機関の議事録
- (5) 当該団体の監事の監査報告書

第13条 加盟団体及び加盟部会は、当該団体の役員、規定・規約、その他既に本会に提出してある書類に変更があった場合には、直ちに書面をもって本会に届け出なければならない。

（正会員会費）

第14条 加盟団体は、定款第11条並びに入会・退会規程第10条に基づく当該年度の正会員会費を、毎年5月末までに本会へ納入しなければならない。

2. 前項の正会員会費は、加盟団体各10万円とする。

但し、本規定第2条第3項に定める加盟部会については、徴しないものとする。

第5章 加盟及び脱退

（加盟）

第15条 定款第8条により、新たに本会の加盟団体或いは加盟部会になろうとする団体は、次に示す書類を本会会長に提出し、提出を受けた会長は理事会へ上程する。理事会は、定款第8条第3項に基づき、総会へ推薦するか否かを審査する。

理事会が推薦を決めた場合は、入会・退会規程第2条に基づき、理事会案として社員総会へ上程し、社員総会の承認を経なければならない。

- (1) 加盟申請書（事務所所在地及び連絡先を明記すること）
- (2) 加盟を希望する理由

- (3) 定款、各種規約
- (4) 所属団体・会員及び支部組織一覧表
- (5) 役員名簿
- (6) 前年度事業概況書、当該年度事業計画書及び当該年度予算書
- (7) 法人格を有する場合はその証明
- (8) その他本会が必要と判断した資料

2. 加盟の承認を得た団体は、直ちに本規定第14条第2項に基づく正会員会費を本会へ納付しなければならない。

(脱 退)

第16条 定款第8条第4項により、加盟団体及び加盟部会が本会から脱退しようとする場合は、次の書類を本会へ提出し、理事会及び総会において、理事及び正会員各々の過半数の同意を得なければならない。

- (1) 脱退願書
- (2) 脱退理由書

第6章 処 分

(処 分)

第17条 加盟団体及び加盟部会が、定款第8条第5項に定める事由によってその資格を喪失したとき、或いは本規定第11条から第14条に定める義務を怠る等、組織の管理の適性を欠いたとき、若しくは本会の加盟団体として不適当と認められるときは、次の処分を行うことができる。

- (1) 指 導
- (2) 勸 告
- (3) 資格停止
- (4) 除 名

2. 前項の具体的な手続き及び内容については、本会倫理規定に基づき行うこととする。

第7章 その他

(正会員会費等の精算)

第18条 加盟団体が第16条により脱退、または第17条により除名となった場合、既に納付した正会員会費や当該団体所属会員の年会費等は、理由の如何を問わず返還しない。

また、脱退または除名前に支払いの義務が生じた正会員会費等は、直ちに納付しなければならない。

(付 則)

1. 本規定は、平成25年3月27日より施行する。
2. 本規定は、平成29年6月29日より改正施行する。

*平成29年度定時社員総会 承認 (平成29年6月28日)